

佐賀市
プレミアム付

食べて応援！買って応援！

さかイエール 商品券

参加店募集

登録料・換金手数料 無料

佐賀市内で飲食店
小売店を営むみなさまへ

佐賀市では、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や営業自粛等によって影響を受けた地域経済の回復を後押しするため、25%のプレミアムが付いた商品券を発行いたします。この度、この商品券を使用できる「商品券参加店」を募集します。今回の商品券は、特に大きな影響を受けた「飲食店」と「小売店」を対象とします。まずは、事務局までお問い合わせください。

- 販売上限額 / 2億円
- 販売冊数 / 40,000冊
- プレミアム率 / 25%
- 販売価格 / 1冊4,000円 1人につき10冊まで
- 額面価格 / 1冊 500円×10枚
- 販売日 / 令和2年6月13日(土)～令和2年8月31日(月)
(ただし、発行予定冊数に到達次第終了)
- 使用予定期間 / 令和2年6月13日(土)～令和2年9月30日(水)
- 発行主体 / 佐賀市
- 登録料 / 無料
- 換金手数料 / 無料

お問い合わせ 佐賀市プレミアム付商品券発行事業事務局

参加店舗の条件等について

1. 登録要件

共通	次のすべての要件を満たしていることが必要 ・ 中小企業者 ^(※1) が運営する佐賀市内に所在する飲食店・小売店であること。 ・ 令和2年1月～6月のいずれか1か月の売上が前年同月比で10%以上減少していること。 ・ 新型コロナウイルスの感染防止対策(3密対策等)を実施すること。
飲食店	・ 持ち帰り・配達飲食サービス業(専ら、これらを業とする店舗)は対象外 ・ バー、キャバレー、ナイトクラブ等(スナック含む)の「接客を伴う飲食店等」は、国の基本的対処方針 ^(※2) において外出自粛が促されているため、現時点では対象としないが、基本的対処方針が緩和され(7月10日以降を想定)、業種別ガイドライン等が示され、参加店舗として登録可能となったときに改めて案内する予定
小売店	・ 小売業以外の場合でも、市内に販売店舗を有する事業者は対象 (例：食料品製造業で販売店を併設)

※1：中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する「中小企業者」であること。

※2：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)」

2. 参加店舗の責務等

参加店舗は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①商品券を利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いがないか確認してください。特に、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否してください。なお、商品券の見本は、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての係員に周知してください。
- ③取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、商品券裏面に参加店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能であることに留意してください。

3. 申込方法等

- ①参加店舗登録希望者は、「募集要項」に同意の上、「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、**郵送により**事務局へ提出してください。
- ②市内に複数店舗を持つ事業者は、1店舗につき「参加店舗登録申請書兼誓約書」を1枚提出してください。
- ③前年同月に比較対象となる売上がない場合(令和元年8月に創業した場合等)は、次の例により記入してください。
・令和元年12月の売上と比較する。ただし、この方法で比較できない場合は、最近1か月の売上と、最近1か月を含む最近3か月の売上の平均とを比較する。

④送付先

〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-23 ((株)佐賀広告センター内)
佐賀市プレミアム付商品券発行事業事務局 宛

⑤申込期間 令和2年6月1日(月)～令和2年7月31日(金)

⑥その他 令和2年6月5日(金)以降の受付は広報掲載に間に合わない場合があります。

4. 登録店舗の審査・選定

- ①登録申込のあった事業者は、事務局が審査を行います。
- ②審査結果は、事務局から郵送にて通知し、ホームページに『商品券が使えるお店』として掲載します。
- ③申込内容に虚偽・不備等がある場合は、承認を取り消すことがあります。
- ④事務局から記載内容の根拠となる資料等の提示を求める場合があります。
- ⑤店頭に掲示していただくステッカー等は、後日配布します。